

発行所

岡山県神社庁
教化委員会 広報部会

〒703-8272 岡山市中区奥市3-22
TEL 086-270-2122
FAX 086-270-2123
IP電話 050-3604-4359
<http://www.okayama-jincho.or.jp/>

祝祭日には国旗
を掲げましょう



鶴崎神社（都窪郡早島町早島）

謹賀新年

皇紀二六七五年乙未歳

岡山県神社庁

庁長 河本貞紀

副庁長 牧博嗣

理事 藤山知之進

佐々木 講治

戸部 廣徳

岡部 典雄

伏見 正

太田 浩司

日野 正彦

市村 正行

三垣 一

若林 一利

近藤 有生

西辻 嘉昭

長江 俊忠

協議員会議長

岡山県神社総代会

会長 中島博

【事務局】

参事 瀧本文典

主事 岡本好範

主事補 河田晴彦

録事 清水美代子

終戦七十年を迎えて思うこと

【年頭のご挨拶】



岡山県神社庁
庁長 河本 貞紀

新春を迎え、皇室の弥栄、そして県内各社の御社頭の御隆昌と神職氏子崇敬者各位の御健勝をお祈りし、新年のお慶びを申し上げます

年明けて終戦七十年を迎えました。神社本庁では、この七十年目を期に慰霊と感謝の気持ちを込めて靖国神社と護国神社参拝を勧奨することになりました。岡山県神社庁においても靖国神社に参拝するべく春の参拝旅行を企画致しております。

さて、この七十年間を振り返って見ますと色々な節目がありました。私は昭和十九年生まれなのでほぼ時間枠が一致し、年々の社会環境がどうであったか思い出し易くもあります。

そこで、私の住んでいる児島の地場産業の変遷が神社の祭祀にどういう影響を与えて来たかを辿ってみました。児島地区の地場産業は最も世相に敏

感に反応する繊維を中心とした業種なので、日本経済の縮図と見ることも出来ます。

先ず、次の如く時代区分をしてみました。

一、主に昭和二十年代、貧しく物資は不足していたが、生産すれば売れる時代。
二、昭和三十五年頃からの経済の高度成長と共に他県より若い労働力が集まり賑わう。
三、昭和五十年代、労働力を求めて工場が地方に移動するようになる。終盤、グローバル化が始まる。

四、平成五年頃から工場の一部が中国大陸へ移動。同時に中国人研修生が次々と入国し始める。地元でも少子化が目立ってくる。

五、そして現在、人口は漸減し、海外の工場は中国からベトナム以南に移動

する兆しがある。地元の企業数は最盛期に比べ半減したが、ブランド化した製品を持つている企業の経営は安定している。

これらの世相が神社の神賑(だんじり行事)に、どう反映して来たかを重ね合わせて見ますと、

一、戦前型の青年団によって運営。昭和二十年代末から神賑が急速に衰え廃れていく。

二、全国同様、何故か昭和三十年代半ばから神賑が盛んになり子供会やお囃子保存会の活動が目立ってきた。

三、モーターリゼーション優先の時代が終わわり、御神輿の巡幸もしやくなり、祭りや地方文化が重んじられてくる。

四、お囃子が県より重要無形文化財に指定される。少子化の影響で、「だんじり」の出せない町内が出現する。

五、全体として神賑は過熱ぎみであるがじわじわと少子化の影響を受け、町内によつては、お囃子の伝承が数年後困難になる恐れがある。

以上が県南の神社の一例であります。

昨年日本創成会議の発表によりまして、約二十五年後までに、人口減少によって消滅の可能性がある市町村数は全国八百九十六に上ります。その内、中国地方で消滅可能性のある自治体が

半数以上ある県は島根県、鳥取県、岡山県の三県になっています。更にその内容を岡山県で見ますと、八市四町二村の自治体に及びます。

数年前、山口県の提案と設問で「神社と過疎・少子化」について、中国地方でアンケート調査を行いました。この結果を踏まえて、昨年五月の神社本庁の評議員会で、山口県の金長広典評議員が中国五県の評議員の総意として、改めて全国調査を行うと共に過疎地の神社奉護を主管する部署の設置を考えた対策を要望する旨、提案されました。その結果、十月の評議員会において、全国アンケート調査などを含んだ補正予算案が承認されました。

文化の違いはありますが、先進国で地方や田舎の人口が減っている国は日本だけと言われています。我が国は明治以来、中央集権化によって近代化を果たしました。しかし、東京一極集中が行き過ぎると、やがて地方も東京も人口減少を招き、国を弱小化させます。

祭祀行事の多くは、近代化以前の江戸時代から続いていて、多様な信仰文化が潜在しています。各藩の多様性から生まれたエネルギーが明治維新の一因になったように、神社の信仰文化が地方創生に少しでも寄与出来ればと思っています。

【臨時協議委員会】

負担金等について活発な質疑応答

平成25年度決算／平成26年度補正予算を承認

十一月二十日、神社庁講堂において臨時協議委員会が開催された。

開会行事、河本庁長挨拶に続いて、事務局より協議員定数五十四名のうち三十名出席で、本会が成立するとの報告があり、議事の審議が始まった。

左記四議案が一括議題として上程され、日野財務委員長が登壇してそれぞれの議案について説明をした後、監査報告がなされた。

○ 議案第一号 『平成二十五年度岡山県神社庁一般会計歳入歳出決算』

○ 議案第二号 『平成二十五年度岡山県神社庁別途会計収支決算』

○ 議案第三号 『平成二十五年度岡山県神社庁事業会計決算』

○ 議案第四号 『岡山県神社庁財産目録』

(質問) 各種団体への補助金について、それぞれの事業費の中で占める割合はどのくらいなのか。また「県教神協」とは、いかなる団体なのか。

(回答) 具体的な割合は不明であるが、各団体の決算に合わせた補助金額を設定している。

「県教神協」とは、教員を構成員とした

全国組織の団体である。

などの質疑応答があったが、右記四議案は可決された。

○ 議案第五号 『平成二十六年度岡山県神社庁一般会計歳入歳出補正予算案』

(質問) 各種補助金の項で、神宮大祭派遣補助金について、神宮別宮の奉拝に参加予定の神職数は何名か。

(回答) 一名である。

という質疑応答があったが、本議案も可決した。

次に、左記二議案が一括上程された。

○ 議案第六号 『負担金は正案』

○ 議案第七号 『負担金賦課徴収規程の全文改正案』

(質問) 規程第二条の「負担金の総額は、毎年度予算を以て定める。」とあるが、議案第六条の是正案第二項「平成二十七年から使用する負担金総額は、原則として平成二十九年年度予算まで三千六百九十二万円とする」との整合性をどうとるのか。

(回答) 規程第二条は規則として掲げる文言であり、今回の正委員会では決定された金額が是正案第二項にある数値

である。

(質問) 徴収規程第五条一号の支部負担金の算出按分に関するイの項「十分の六を支部の世帯数に応じて按分した額」について、世帯数とは行政が把握している数なのか、各神社宮司申請数なのか。

(回答) 各神社宮司申請数が、各支部長の承認を経て神社庁に上がってくる。信頼関係に基づき、その数値を採用している。

(質問) 今後、負担金納入が困難な神社に対する施策を、どのように検討していくのか。

(回答) 負担金は正委員会とは別に協議する必要がある。役員会としては、今後は支部長会で協議を進めることにした。

などの質疑応答を経て、本二議案も可決された。

(広報部会 渡邊真理子)



活発な質疑応答を経て議案は可決された

平成 25 年度
岡山県神社庁
一般会計歳入歳出決算書
(平成 25 年 7 月 1 日～平成 26 年 6 月 30 日)
歳入総額 127,153,795 円
歳出総額 109,006,495 円
差引残高 18,147,300 円

【歳入の部】

科 目	予 算 額	決 算 額	差 異 (△)
I 神饌及び幣帛料	870,000	863,400	6,600
1 本庁幣	620,000	615,400	4,600
2 神饌及初穂料	250,000	248,000	2,000
II 財産収入	10,000	5,755	4,245
III 負担金	36,920,000	36,922,300	△ 2,300
1 神社負担金	25,844,000	25,845,290	△ 1,290
2 神職負担金	9,230,000	9,231,010	△ 1,010
3 支部負担金	1,846,000	1,846,000	0
IV 交付金	65,480,000	65,423,120	56,880
1 本庁交付金	1,200,000	1,028,500	171,500
2 神宮神徳宣揚交付金	64,000,000	64,000,000	0
3 本庁補助金	280,000	394,620	△ 114,620
V 寄付金	3,000,000	2,905,000	95,000
VI 諸収入	6,805,000 (3,805,000)	3,985,352	2,819,648 (△ 180,352)
1 表彰金	50,000	50,000	0
2 預金利子	5,000	5,033	△ 33
3 申請料・任命料	2,000,000	2,452,000	△ 452,000
4 会費	4,350,000 (1,350,000)	1,124,500	3,225,500 (225,500)
5 雑収入	400,000	353,819	46,181
VII 繰入金	1,250,000	1,250,000	0
当期歳入合計	114,335,000 (111,335,000)	111,354,927	2,980,073 (△ 19,927)
前期繰越金	13,000,000 (15,798,868)	15,798,868	△ 2,798,868 (0)
歳入合計	127,335,000 (127,133,868)	127,153,795	181,205 (△ 19,927)

【歳出の部】

科 目	予 算 額	決 算 額	差 異 (△)
I 幣帛料	2,300,000	2,168,000	132,000
1 本庁幣	2,200,000	2,118,500	82,000
2 神社庁幣	100,000	50,000	50,000
II 神事費	400,000	305,335	94,665
III 事務局費	36,170,000 (36,270,000)	30,983,105	5,186,895 (5,286,895)
1 表彰並びに儀礼費	1,500,000	1,143,099	356,901
(1)各種表彰費	500,000	532,659	△ 32,659
(2)慶弔費	1,000,000	610,440	389,560
2 会議費	200,000	40,389	159,611
3 役員関係費	1,500,000	1,400,000	100,000
(1)役員報酬	1,280,000	1,280,000	0
(2)視察研修費	100,000	0	100,000
(3)地区会議関係費	120,000	120,000	0
4 給料及び福利厚生費	20,750,000 (20,850,000)	19,724,485	1,025,515 (1,125,515)
(1)給料	10,900,000 (11,000,000)	10,992,000	△ 92,000 (8,000)
(2)諸手当	6,100,000	5,627,045	472,955
(3)各種保険	3,600,000	3,053,200	546,800
(4)職員厚生費	150,000	52,240	97,760

科 目	予 算 額	決 算 額	差 異 (△)
5 庁費	6,270,000	5,011,767	1,708,233
(1)備品費	450,000	154,084	295,916
(2)図書印刷費	750,000	508,901	241,099
(3)消耗品費	1,300,000	948,543	351,457
(4)水道光熱費	1,200,000	1,161,335	38,665
(5)通信運搬費	900,000	727,613	172,387
(6)備人費	1,420,000	1,114,800	305,200
(7)雑費	700,000	396,491	303,509
6 交際費	1,200,000	896,705	303,295
7 旅費	3,300,000	2,274,903	1,025,097
8 維持管理費	1,000,000	491,757	508,243
IV 指導奨励費	15,556,000 (11,856,000)	9,418,625	6,137,375 (2,437,375)
1 教化事業費	6,525,000	5,657,863	867,137
(1)教化費	700,000	596,520	103,480
(2)広報費	1,190,000	1,018,533	171,467
(3)事業費	800,000	764,890	35,110
(4)神宮奉賛費	2,585,000	2,387,185	197,815
(5)育成費	1,250,000	890,735	359,265
2 神社庁研修所費	5,850,000 (2,150,000)	1,023,434	4,826,566 (1,126,566)
(1)研修費	2,150,000	1,023,434	1,126,566
(2)直階講習費	3,700,000 (0)	0	3,700,000 (0)
3 祭祀研究費	1,020,000	643,128	376,872
4 各種補助金	2,161,000	2,094,200	66,800
(1)神政連関係費	135,000	135,000	0
(2)神青協補助金	450,000	450,000	0
(3)氏青協補助金	90,000	90,000	0
(4)県教神協補助金	90,000	90,000	0
(5)女子神職会補助金	162,000	162,000	0
(6)県敬婦連補助金	117,000	117,000	0
(7)神楽部補助金	90,000	90,000	0
(8)作州神楽補助金	27,000	27,000	0
(9)支部長懇話会補助金	150,000	150,000	0
(10)神宮大祭派遣補助金	60,000	60,000	0
(11)教諭師関係費	350,000	283,200	66,800
(12)地区大会援助金	440,000	440,000	0
V 各種積立金	3,760,000	3,760,000	0
1 職員退職給与積立金	1,100,000	1,100,000	0
2 正副庁長退任慰労金積立金	160,000	160,000	0
3 庁舎管理資金積立金	1,000,000	1,000,000	0
4 次期式年遷宮準備金	1,500,000	1,500,000	0
5 災害見舞積立金	0	0	0
VI 神社関係者大会費	600,000	695,453	△ 95,453
VII 負担金	22,365,450	22,079,770	285,680
1 本庁災害慰謝負担金	60,450	60,450	0
2 本庁負担金	6,045,000	6,045,000	0
3 本庁特別納付金	13,300,000	13,020,640	279,360
4 支部負担金報奨費	2,960,000	2,953,680	6,320
VIII 渉外費	550,000	476,800	73,200
1 友好団体関係費	350,000	302,350	47,650
2 時局対策費	100,000	64,200	35,800
3 同和対策費	100,000	110,250	△ 10,250
IX 神宮神徳宣揚費交付金	33,490,000	33,440,000	50,000
X 大麻頒布事業関係費	6,100,000	5,679,407	420,593
1 頒布事務費	700,000	356,626	343,374
2 頒布事業奨励費	5,400,000	5,322,781	77,219
XI 予備費	6,043,550 (9,442,418)	0	6,043,550 (9,442,418)
当期歳出合計	127,335,000 (127,133,868)	109,006,495	18,328,505 (18,127,373)
次期繰越金	0	18,147,300	△ 18,147,300
歳出合計	127,335,000 (127,133,868)	127,153,795	181,205 (△ 19,927)

※表中の () 内は補正予算額。
※差異 (△) は、決算額が予算額に比して超過した場合
△で 表示する。

平成 26 年度岡山県神社庁一般会計歳入歳出補正予算書

(平成 26 年 7 月 1 日～平成 27 年 6 月 30 日)

【歳入の部】

科 目	補正予算額	既決予算額	増 減 (△)
前期繰越金	18,147,300	16,000,000	2,147,300
歳入合計	128,932,300	126,785,000	2,147,300

【歳出の部】

科 目	補正予算額	既決予算額	増 減 (△)
IV指導奨励費	9,931,000	9,901,000	30,000
4 各種補助金	2,871,000	2,841,000	30,000
(10 神宮大麻派遣補助金)	60,000	30,000	30,000
VII負担金	22,626,150	22,383,550	242,600
1 本庁災害慰謝負担金	303,150	60,550	242,600
XI予備費	13,275,150	11,400,450	1,874,700
当期歳出合計	128,932,300	126,785,000	2,147,300
歳出合計	128,932,300	126,785,000	2,147,300

負担金賦課基準は正委員会の経過

岡山県神社庁の運営は、「各神社からの負担金」と「神宮大麻の初穂料」によつて支えられています。当庁では従来五年毎に負担金賦課基準は正委員会を開催して、負担金の是正について検討してきました。現在の負担金の賦課基準の適用が平成二十七年六月までとなることから、それ以降の負担金のあり方について同委員会を設置して検討しました。その検討結果を平成二十六年十一月の協議委員会において審議し、平成二十七年からの負担金の賦課基準を決定しました。

新しい負担金賦課基準の要点は次の三点です。

- ① 負担金の総額は、これまでと同額の三千六百九十二万円とする。
- ② 負担金賦課の基礎となる「神社基礎データ」の調査を行い、「データ変更のある神社のみ回答する。
- ③ 今回の賦課基準は、平成二十七年度から平成二十九年度まで使用し、以降三年毎に負担金は是正の要不要を検討する。

この中で、②と③はこれまでの方法からの変更となりました。

②のデータ調査については、従来の「全神社から回答を戴く方法」から、「変更がある神社のみ回答を戴く方法」に変更しました。

③の賦課基準の適用期間については、従来の五年から三年に変更しました。

今回の審議は、賦課基準そのものを変更するという方向性ではありませんでした。また、負担金を支部に納金できない状況の神社に対する負担金の減免案を「役員支部長会」で引き続き審議することとなりました。今回は、審議の開始が支部の再編成が行われた直後というタイミングとなりました。再編成がなされた支部からは事務負担が増加したとの声もありました。一方、委員会予算なども大幅に抑制するなど、支部、神社庁、委員会などの努力により平成二十六年予算は緊縮予算となりましたが、負担金総額は現状維持することができました。

負担金については、今後も支部長や総代会の代表の方々の意見を反映した

公平なものであるよう努め、有効且つ適正に使用してまいります。

負担金賦課基準は正委員会の委員及び主な決定事項は次の通りです。

【委員長】 神社庁長

【委員】 神社庁役員・監事・支部長、県神社総代会役員の中から六人

平成二十六年

三月十二日

財務委員会、神社庁役員会で検討した是正案を提示し、支部長からは正案に対する意見、負担金と神社庁財政全般にかかわる意見交換を行った。

六月六日

負担金総額は現状維持することを神社庁役員側から提案し、委員の賛同を得た。また、負担金の是正の期間を三年とすることで合意した。

八月十九日

負担金賦課徴収規程と負担金賦課徴収規程施行細則を一本化することとした。負担金減免措置案は、審議の場を是正委員会とするか支部長会とするかの判断を神社庁役員会に委ねた。(その後、同役員会で負担金減免措置案は、神社庁役員と支部長で審議することとした。)

**氏子意識の啓発と家庭の
まつりの振興を目指して**
全国教化会議

十一月二十五日(火)・二十六日(水)の二日間にわたり、全国神社庁の教化担当者六十九名が集い、神社本庁に於いて標記会議が開催され、岡山県からは、太田教化委員長・根石教化副委員長が参加した。

本会議は、都市部における昨今の共同体意識の希薄化、地方においては少子高齢化、過疎化等により、神社を支える基盤である氏子意識の低下が指摘されていることから、本年度からの新たな教化実践目標である「氏子意識の啓発と家庭のまつりの振興を目指して」という主題に基づいた内容であった。

初日は、NPO法人樹木・環境ネットワークワーク理事長の澁澤寿一氏が「現代社会と過疎化問題―地域活性化とは何か」との演題で基調講演を行い、現代社会に生きる人々を、七十歳代以上の戦前生まれ世代、三十歳代～六十歳代の高度経済成長期～バブル期世代、十歳代後半～二十歳代バブル以降の世代という三つの世代に分類し、それぞれの世代別の価値観を比較。又、村と現

代の暮らしにおける人と人との関係性の比較をしながら、経済発展の限界にも言及し、将来の見通しがなく、不安を抱える現代の若者達の為にも「ありがたさ」や、煩わしさをともなう「温かさ」の重要性がこれからの日本に求められるとの見解を示した。

その後、四つの分散会に分かれ、「各神社庁の取り組みについて」「氏子意識の啓発と家庭のまつりの振興について」



全国から集まった教化委員

「過疎地域の現状と祭祀の継承について」、また明年が終戦七十年を迎えることから「各神社庁の英霊顕彰への取り組みについて」という四点について検討・討議が行われた。

また二日目には、四分散会における各県の報告に基づいて全体議論がなされ、家庭祭祀に関わるCM作成の要望や県レベルで作成されたCM情報は全国で共有したいという要望があった。

さらに日頃からNPO法人やPTA、教育委員会などの諸団体との交流を密にして、教化活動に生かす必要があるなどの意見が出た。

(教化委員会副委員長 根石俊明)

**神宮大麻都市頒布向上
計画等について協議**

中国地区教化会議

八月二十一・二十二日の両日、中国地区教化会議が、倉吉シテイホテルで開催された。

本会議は中国五県の教化担当者が集まり、各県の教化事業を紹介し質疑応答を行う活動報告と、中国地区への各県による提案事項についての意見交換や採決がなされるといふもので、当県からは太田浩司教化委員長、林浩平・根石俊明両副委員長らが出席し、各県担当者合わせて十七名が参加した。

主な事業紹介では、広島県からは神社庁ホームページの作成とテレビCMの放映についての報告があり、山口県からは県の観光推進事業への関与と教化委員会総会について、そして鳥取県からは神宮大麻啓発看板の購入設置、教化だよりの発行などが紹介され、当

県からは広報部会が手掛ける『庁報』の作成や神宮奉賛部会によるタウンメールの活用など、四部会の活動について報告した。

また提案事項として当県から次の三項目を提出した。

- ① 神社本庁が行う「三力年継続神宮大麻都市頒布向上計画」を中国地区で活用して、氏神社への参拝と神宮大麻頒布啓発チラシを年内に製作すること。
- ② 山口県主導で行った、過疎・少子高齢化に関わる神社運営状況アンケートの集計結果を早めに共有すること。
- ③ 中国地区社頭講演研修会の在り方について。

協議の結果、①は了承され、②も山口県が集計でき次第、各県に送付することになった。また③は予算措置を伴う事項なので、各県事務局が相談の上、庁長連絡会議で開催方法を明確にする事になった。

(教化委員会委員長 太田浩司)



各県による活動報告と意見交換

支部定期総会で 「落語鑑賞」

美作支部
高山 命之

昨年、勝田支部と英田支部が合併し、新しく美作支部（田村光弘支部長）が設立されて一年が経過した。この一年間はまさに手探りの支部運営であったが、今年度になってからは、「地域と共に歩む神社活動」を活動方針として標榜し、神職・総代が一丸となって取組む事になった。ここにその一部を紹介させていただく。

八月九日、奈義町文化センターに於いて、管内の神職十五名と神社総代長九十六名の参加を得て、美作支部定期総会が盛大に開催された。定期総会には来賓として、河本貞紀岡山県神社庁長・花房昭夫奈義町長・渡邊吉幸岡山県議会議員三名の臨席を得、河本庁長からは昨年の式年遷宮に対する御礼と、今後も継続して各神社への支援と協力を依頼する祝辞が述べられた。

次に支部長表彰が行われたが、これは勝田支部の時から行われており、岡山県神社庁表彰規程に該当しない方で、神職・総代・氏子・団体等神社に対して功労のあった方々を定期総会に於い

て表彰している制度である。今年度は、横仙歌舞伎保存会（花房昭夫会長）と江見神社注連縄保存会（山本稔会長）の二団体が表彰を受け、支部長より表彰状と記念品が贈られた。

次に平成二十五年度の決算・事業報告と平成二十六年年度の予算・事業計画案が諮られ承認決議され、終了後、新しい取り組みとして落語鑑賞を行った。

この事業を行うにあたり頭を悩ませたのが、いかに多くの来場者に来ていただくかであった。色々と方法を考えた末、次のような広報活動を行った。管内神社の総代長宛てに落語の案内書を送付して、他の総代や氏子に紹介していただくよう依頼した。また、総会会場が奈義町内という事で、奈義町全戸に広報誌と一緒に案内文を送付する事が出来た。

残念ながら当日は台風十一号の影響で来場者が予想より少なかったが、約三百名の来場を頂く事が出来、まず前座の桂治門氏が軽妙な語り口で場を和ませ、次に真打の桂小春団治師匠の貫

禄の新作落語に、会場は笑いの渦に包まれ来場者は満足して帰られたようであった。時間にして約一時間。直接的には神社界と落語の接点はないが、発想の転換により、皆が楽しい一時を共有するという有意義な事業となったのではないかと自負している。



笑いの渦に包む桂小春団治

またその他の新しい取り組みとして、総代・氏子対象の祭式作法の講習会を行う計画を立てている。当支部の神社での大祭には一人奉仕が多く、総代や氏子も神饌の伝供をして祭典を行っている所が殆どである。神職でなくとも、最低限の祭式作法を身につけてもらうことで祭典に参加している意識が高まり、厳粛で盛大な祭典斎行を目指して企画したものである。まだ開催月は決まっていないが、着々と計画は進行中である。

それから継続事業としては、毎年

十二月に行っている注連縄講習会は勝田支部が平成十九年度から始めたもので、年々参加者が増加している好評事業である。当初は事務局の自宅で開催していたが、昨年、参加者が八十三名になったため会場を奈義町体育館に移した。参加者は講習会で習得した技術を各神社に持ち帰って氏子等と一緒に注連縄を作るようになり、新年には神社頭に新しい立派な注連縄が飾られるようになって、大変喜ばれている。

また二年に一度、神社巡拝を行っている。これは支部内の神社を宮司と総代等と参拝するもので、神社運営の苦労等を聞く事で、総代同志が親交を深めると共に情報交換、相互理解を深める事を目的としている事業である。

現在、美作支部には本務・兼務を含め三十七名の神職が在籍しているが、平均年齢六十五、九二歳と高齢化が進んでいる。少子高齢化が進む現在、各地区の氏子数の減少により神社の存続自体が厳しくなるとの数値も示されているが、十年後の神職の数も大きく減少し、特に郡部では神職の後継者問題で大変な苦勞していくであろう。そのような将来をふまえた時、これからの神職は新しいアイデアを出して、「地域と共に歩む神社活動」の推進を図っていく事が急務であると考えている。

今年で二十回目！ 『こども伊勢まいり』

教化委員会育成部会

部長 小野 義典

今年八月二十日から二十二日の日程で、育成部主催の『こども伊勢まいり』が実施され、七名のスタッフが同行し県下の小学四年生から中学二年生までの男子二十二名、女子十五名、計三十七名が参加した。

ひと言で二十回とは言うものの、関係各位のご理解とご協力を頂き、毎回の如く慎重審議を重ねて安全無事故にて実施されてきた歴史ある事業だ。そもそも数年間の継続を目標に立ち上げられたこの『こども伊勢まいり』は好評を博し、今や育成部会の看板事業となっている。この紙面をお借りして少し沿革にふれさせていたかどうかと思う。

顧みれば平成五年の第六十一回神宮式年遷宮の翌年四月、遷宮奉賛会岡山県本部解散式が開催され、守分本部長より残余財産処分案としてその一部を青少年の参宮活動の推進のために支出することが提案され、満場一致で承認された。育成部会の前身である井上亮二委員長率いる青少年対策委員会によ

り、今回の遷宮に向けこれからの日本を担う青少年に「神宮への親しみと氏神様、さらに祖先を敬う心、併せて自然との触れ合い体験を通して自然に対する畏敬の念を養い育てよう」との主旨のもと、数々の趣向を凝らした「伊勢まいりと自然体験の旅」は、格安料金で参加でき、且つ父兄を同伴しない子ども達だけの旅という、他に類を見ない画期的な事業として、翌平成七年の夏休み八月下旬に第一回が実施された。

平成七年という年は、奇しくも本庁並びに岡山県神社庁開設五十周年の輝かしい年ではあったが、一月十七日に発生した阪神淡路大震災、三月二十日のオウム真理教によって引き起こされた地下鉄サリン事件等、国内を震撼させるような大事件が相次ぎ、神社界にあつても小笠原庁長がご逝去になられるという弔事が重なり、決して佳年とは言えない年であったが、そんな世情の中にも初挑戦である企画が現実のもの



参加者と同行スタッフ全員で記念撮影

加してくれた子供たちは次々に立派に成長し、神職子弟にあつては、家を継ぐ人、また神職として他県で活躍している人、近年ではこども伊勢まいりのスタッフとして協力してくれる人が出てきた等、自負できる域に達したと言える。

本年も当時と変わらぬ主旨のもと、ポスター、チラシ、またラジオ放送をも活用して広く一般にも呼び掛け、大型バス満員を目標に募集活動を展開した。結果神職を介した応募が二十九名、一般から八名、直前のキャンセル一名と年齢制限に引っかけた応募者を含めると、実に四十名以上の応募を戴くに至った。旅の内容については例年とほぼ変わらないため割愛させて

のとなったことは、当時の委員らの努力の賜物であろう。

時を経て、これまでに延べ七百名前後の子どもたちを伊勢の地へと誘ってきたこの事業が、どれほどの成果を上げていくかを計り知ることは難しいが、

生涯忘れられない思い出となり、神宮をはじめ神社への関心、氏子としての意識に、何らかの好影響をもたらしているに違いない。回を重ねるうち、参

頂くが、細かな反省点はあるものの、当初の目的を達成し、全員無事に旅を終えることができた。年々厳しくなる酷暑の中、献身的に活動して戴いた同行スタッフには心から御礼を申し上げます。

一つ残念なのは、前回に続いて今回に於いても、内外両宮の御垣内参拝・雅楽、火鑽の体験学習・舞楽衣装等の見学の受け入れが無かったことだ。要

するに主目的の伊勢まいりが、自由参拝とお神楽の奉納、せんぐう館の拝観のみと言う淋しい内容に終わってしまったのだ。崇敬会の方の説明はあつたものの、小さなことも達にとつては作文の時間にさぞ苦勞したことであろう。本庁を通じ、服装を整え、岡山県神社庁旗を掲げての参拝にどうかご理解を頂き、これまで同様の受け入れをお願いしたいところだ。

緊縮財政の中この度の実施には暗雲

が立ち込めた時期もあつたが、教化委員会各支部は元より多くの関係者の方々にご理解とご協力を賜り、本年も無事開催する事ができたことは感謝の極みである。この程神社本庁より提示された三カ年継続の教化実践目標に即し、また教化活動の原点とも言えることも伊勢まいりが今後も最高の形で継続されることを祈りつつ二十回目目の節目の報告とさせていただきます。

特殊神事部会 の謎にせまる

祭祀委員会特殊神事部会

部長 鈴木 宏志

「祭祀委員会・特殊神事部会」、何やら謎めいた名称の部会が、私達の活動の場です。同委員会の「祭儀部会」「雅楽部会」「祭祀舞部会」に比べ、何をしている部会なのか不明な方も多数おられるかと思ひますので、この場をお借りして特殊神事部会の活動についてご紹介させていただきます。と思ひます。

私たち特殊神事部会は、他の部と兼任している者も含めて六名の個性豊かなメンバーで構成されており、県内各地の神社で行われている祭事の中でも、

古くから伝わる一社固有の特殊な神事を調査・取材し、不定期的ながら調査報告書を発行しています。近年では「茅の輪くぐり」、「特殊神饌」、「お百度石」に関するアンケート調査と報告書の発行を実施しています。

また、写真展は過去には梶並神社・鋤崎八幡神社・吉川八幡神社などを、近年では新見地域の「宮座神事」、真庭市の下見神社の「火の神舞」を調査・取材し、三月から六月までの三ヶ月間写真を神社庁ロビーに展示しましたが、



「火の神舞」(下見神社・真庭市)

これらの取材及び調査した内容は庁報の紙面や、祭祀委員会主催の祭式研修会でも発表いたしました。

今までの「特殊神事部会」の部長を務められた諸先輩方は、皆さん知識も経験も豊富な方々で、学術的に県内の特殊神事を検証し庁報や報告書で解説しておられました。しかし、私は何の知識も経験もあるわけではなく、ただ「好き」だけで神社や神様、神事を調べている未熟者ですから、諸先輩方のようにはいきません。そこで、私が目指した方向性は「伝え、残す」です。

東京で奉職していた私が岡山県に帰り、社務に従事して最初に苦戦したのが、県北独特の「大祓太鼓」でした。その後、縁あって助勤に行った新見地方の神社での「お神楽」は更にカルチャーショックでした。都内の神社で

経験した事から見れば、岡山県北の日常の祈願祭が既に「特殊神事」だったからです。それを見てから、県内の地域性豊かな祭祀に興味を持ち始め、ついにここ「特殊神事部会」へと導かれていったというわけです。

今後「特殊神事部」の役割として、従来の調査・報告に加え、県内各地に先人達が絶やさず伝えてきた祭祀の形が、世代交代や過疎化などで絶えたり簡素化されたりしないように後世に伝え、いつまでも残していく為の一助になれば、それだけでも「特殊神事部会」の存在意義があると思っております。

特殊神事といわれるような神事は、氏子さんや宮司さんへの負担も大きく、氏子の減少が著しい地域では、これを維持していくことが非常に困難な事だと思ひます。しかしながらいかなる祭儀も、今の完成された形になるには、神様への礼を尽くす意があつて成立してきたものであり、これを人間の都合で形を変えることは神様に対して「失礼」にあたります。ですから、これから「特殊神事部会」に課せられた役割は重要なものであると思っておりますので、これからは「特殊神事部会」の活動に対し、より一層のご理解とご協力、ご指導を賜りますよう、よろしくお願ひいたします。

神社における更なるインターネットの活用

第三回

(最終回)

SNS時代の到来!



岡山神社

権瀬宜 久山 信太郎

これまで2回に亘って、神社でのインターネットの活用方法をホームページ、ブログを中心に述べてきた。ネットがもはや社会の重要なインフラになった今、神社界はさらにネットを駆使し地域社会や世界と繋がる必要があるだろう。最終回の今回は、現在一番手軽に情報発信、交流ができるSNSについて解説していく。

●「SNS」って?

SNSという単語を聞いたことがない方も多いかもしれないが、フェイスブック (Facebook) やツイッター (Twitter)、そしてライン (LINE) という多くの方が聞いた事はあるのではないだろうか。SNSはソーシャル・ネットワーキング・サービスの略であり、簡単に言うとネットを使っていろいろな人と交流することができる仕組みのことを言う。このSNSの代表格であるフェイスブック (決して顔が載った本ではないです!) はアメリカで始まったサービスで、現在利用者数は世界中で10億人を超えている。日本でも多くの人が「実名」で利用しており、登録した者が友人等とネットを通して写真や動画、そして情報などを共有できるサービスである。馴染みがない方は難しいと思うかもしれないが、<http://www.facebook.com> (検索でfacebookでも可) にアクセスし、

自分の名前とメールアドレスを登録するだけでまずは使えるようになる。友人知人の本名を検索してみると、いかに多くの人がこのフェイスブックを利用しているかが分かると思う。そして



「いいね! 546件」から情報が拡散していく

普段は分からないような他の人の趣味や活動などを垣間みる事ができ、それによって自分の自己啓発に繋がる事もあるだろう。多くのSNSでは個人の情報交換のみならず、企業・団体も専用のページを持つ事が可能である。企業であれば新商品の紹介などにSNSを使用するケースが非常に多く、企業

のファンを増やす事もSNSを使用すれば容易である。もちろん神社も専用のページを持つ事ができる。

●神社でのSNS活用術

SNSではまるで会話をするように人々が情報を共有し、意見の交換をすることが可能である。さらに会話では不可能な、写真や動画の共有、そして他の投稿のシェア (他人の投稿を自分が書いたかの様に投稿できる機能) まで出来てしまう。今までホームページ、ブログ等の神社での活用について説明してきたが、個人的にはSNSは神社に最も適しているツールだと思う。そ



リアルタイムに情報発信

れはSNSが、村の寄り合いの様に人々を繋ぐツールとして機能するところにある。例えば、岡山神社ではフェイスブックでページを開設しているが、私自身が神社の歴史などを投稿したところ「この町内ではこういう言い伝えがまだ残っている」とか、「祖父に神社についてこういった話を聞いた」など、

今まで知り得なかつた情報を投稿してくれる方が現れたのだ。SNSだからこそ、立ち話のように気軽に情報を共有する事ができるのである。また神社からの情報発信のみならず、SNSでは氏子同士の繋がり強化も図ることができると感じている。こうして神社のSNSを通じて多くの人々が集い繋がり、やがてそれはインターネット上の仮想世界を飛び出し、現実の祭りの活性化、神社に関わる方の増加等、目に見える形で良い方向に変化を起していると感じている。

●神社とインターネットの今後

前回、前々回と神社に於けるインターネットの更なる活用をお奨めしてきた。書かせて頂いた内容は極めて一般的な内容であるが、「うちには関係がない」と思わずに、是非、ホームページ、ブログ、SNSどれでもよいのでまずは挑戦して頂きたいと思う。そうすれば必ず何か新たな発見があり、神明奉仕へのモチベーションアップに繋がるだろう。今後インターネットは世の中の多くの分野に益々浸透して行くことが予想され、ネットを有効に活用することが、これからの神社運営にとって新たな光明となるのではないかと考える。本連載の内容が、少しでも神社関係者各位の今後の参考になれば幸いである。

こだわりの社

第24回

福田神社

(倉敷市北畝)

宮司 柚木 直彦

日本有数の工業地帯である水島地区

に鎮座する福田神社(柚木直彦宮司)は、福田新田旧五箇村の地が嘉永五年から開墾されたのにもない、その地区の産土神として文久二年に社殿を造営し、明治四年に創建された神社である。

現在の社殿(拜殿、中殿、祝詞殿)は、平成四年十二月に奉賛会を結成し、第一期工事として平成九年十月、前回の遷宮時の神宮御用材の払い下げを受け改築工事を行った。今回の改築工事は、本殿屋根の雨漏り、社務所・参集所・トイレ等の老朽化及び施設が手狭になった事もあり、平成二十四年十二月に総代並びに地元町内会等と協議を重ねて再度奉賛会を結成し実行に踏み切ったものである。

そもそもこの第二期工事(本殿屋根

の檜皮葺から銅板葺への変更と、本殿下の基壇改修工事、並びに社務所・参集所の移転改築工事と周辺の整備事業)は急逝した前宮司が計画立案を行っていたが、今回その遺志を継ぐ形で現宮司が実行することになった。

平成二十五年九月に着工となり、設計を浅野一級建築設計事務所、施工を山岡建設株式会社に依頼したが、両社とも氏子地域にあり、地元を大事にする宮司の想いが窺われる。しかし限られた予算で工事を行わねばならず、県下神社に見学に行つて情報収集をしたり、設計施工業者にも何度も図面を引いてもらつて協議を重ね、平成

二十六年四月には総代並びに氏子崇敬者や工事関係者約六〇人参列のもと、竣工奉告祭を斎行する事が出来た。

このほど完成した社務所・参集所は、その位置を本殿に向かって右側に移し、建築面積二二三・五七平方メートル(約六七・六二坪)、延床面積一九七・〇七平方メートル(約五九・六一坪)の鉄骨造り一部木造・切妻瓦葺平屋建で、一部中二階を造り、書類等を収める部屋も設けた。また今回の工事に合わせて地質調査をし、地盤改良工事も行つた。建物は参拝者からの目線と周囲との調和を考慮し、特に建物の前後の奥行きや屋根の高さや勾配は違和感のないように気を遣つた。外壁は腰の高さまで杉の焼板を使い、それより上は漆喰仕上げという重厚な趣に。また玄関から授与所へ伸びる庇は銅板葺の軒の深いものとし、清々しい雰囲気漂わせるようにした。

内見は、玄関を両引戸にして玄関ホールを広くゆつたりとすることで落ち着きを醸しだし、玄関から見て左側に設けた三五帖の参集所は、神籬形式での祭典や直会を行えるような間取りにした。またその奥側には十六帖の倉庫兼書物入れを設け、当社縁の書籍などを管理保管できる収納場所も確保してある。

次に右側の社務所は神札や御守りの



社務所・参集所の内部では神籬形式での祭典も可能

授与・御祈祷受付を行う部屋と、事務を執る部屋を設け、また外からでも土足で入れる男女共用トイレ、女性専用トイレ及び給湯室を完備した。

今回の改築工事を終えて柚木宮司は、今後も神社の尊厳保持に努め、氏子崇敬者の方々に気軽に参拝出来るように努めていきたいと語っている。

(広報部会 高山命之)

アイデア神職の奮闘記

『氏子と遊ぶ』

木山神社レーシングの挑戦

木山神社

権瀬宜鈴木 宏志

●神職と氏子両方の私

岡山県内ではそう多くない「サラリーマン神職」の私は、平成二十一年、奉務神社である木山神社の近くに移り住み、垂水神社の氏子になった。

垂水神社の氏子は、旧落合地区の総氏神である木山神社の氏子にもなる二重氏子の地域。そんな地域の人達に馴染もうと、垂水神社の祭りに氏子とし

て参加した。一年目は氏子の青年達も「なんで祭りの青年組に木山の神主がいるの？」といった感じであり近寄ってもらえなかったが、二年目からはその物珍しさからか、青年組の方から引張ってくれて親しくなっていた。

そして三年目の祭り。すっかり馴染んで参加した。一年目は氏子の青年達も「なんで祭りの青年組に木山の神主がいるの？」といった感じであり近寄ってもらえなかったが、二年目からはその物珍しさからか、青年組の方から引張ってくれて親しくなっていた。

●お小遣いで運営するチーム

いざチーム名を決めようと話し合うと、氏子はどうしても「木山神社」をチーム名に入りたいと言う。賛否は必ず有るうが、何かが変わるきっかけになればと承諾し、氏子が経営する車屋の社名と合わせ「オートセンター・木山神社レーシング」と決まり、こうして全国初の神社のレーシングチームが誕生した。

神社のチームと言っても、もちろん名前だけで運営自体は、レースの度にメンバーがお小遣いの中から一人二万円ずつ出し合い、一周二キロのコースを五時間走り続ける過酷な耐久レースに参戦する極貧チームだ。そのレース

は年三回、県内外から約五十チームが集まり開催され、そのほとんどが車屋のチームである。そんな中に突如現れた神社のレーシングチームは、強烈なインパクトを与え、一気に注目を集めた。



全国初！神社のレーシングチーム

●徐々に思わぬ効果が

思わぬ効果が出始めたのは参戦二年目。普段あまり神社に来ることのなかった氏子のチーム員が、何事かある度に御祈願に参るようになった。そしてレースの方も車屋のチームに混ざった神社のチームが四位、五位で入賞するよう

になると、他の参戦チームも「やっぱり神様の力だ！」と、神社に興味を持ち始め、倉敷・笠岡・津山・吉備中央など広範囲から、次々と厄除・家内安全・安産・合格祈願といった様々な御祈願に来るようになるなど、予想以上の効果が出てきた。更に、全日本のレースに参戦している愛知県のレーシングチームが、私たちの活動に共感してくれ、競技車両に「木山神社」のステッカーを貼って今シーズン参戦しているなど、効果はまだ広がりを見せている。

●賛否両論はあるうが

先にも述べたが、自動車競技という、神社のイメージからかけ離れた活動ゆえ、賛否両論があるのは容易に推測できるが、レース中の車の横転事故でも怪我人も出ず、また平成二十六年七月に行われたレースでは車屋のチームに混ざった神社のチームが二位で表彰台に上がるという奇跡を起こすなど、木山の神様のご加護以外に考えられない。きつと木山の神様は、氏子と楽しく、そして本気で遊ぶ神職の姿を温かく見守って下さっているのだろうと解釈して、これからも氏子と楽しい時間を共有していきたいと思っている。

雅楽で遊ぼうかい

古き伝統音楽を 身近なものに

大元八幡神社

宮司 渡邊真理子



雅楽は、千三百年以上もの歴史を有する日本の伝統音楽である。宮内庁式部職楽部の演奏する雅楽がその正統なものとされ、天皇さまの厚い庇護を受け、現在もその伝統が守られ続けている。

そんな格式高い日本の伝統音楽で、「あそん」でしまおうと思いついたのが平成二十六年の春のことであった。「あそぶ」と言っても、大人の「あそび」である。真剣にやらねば面白くない。現代語で「あそび」というと軽い意味で捉えがちであるが、実はその言葉の意味は多岐にわたる。古語辞典で調べてみると「もと神事の際の芸能をさしたか」という推測に始まり、「慰み、行楽神楽、管絃の遊び」とある。即ち古くは神をもてなすため、あるいは神と共に人間が楽しむための神事や付随する芸能全般を指していたと考えられ、決して軽々薄々な言葉ではないのである。

まず、現在の活動内容を紹介する。
○テーマ…なるべく敷居を低くして「雅楽を楽しむ。」

○ポイント…雅楽の基本には、さりげなく忠実であること。

○活動日…一月に一回。

○時間帯…十九時から二十時。最大二十一時まで。

○対象…一般、神職。

○参加要件…なし。

○雅楽経験者、初心者。見学者も可。

○会場費…割勘

○服装…自由。

○楽器貸与あり。

私は現在、神社庁祭祀委員会雅楽部に属し、雅楽の分野の研究や振興、そして指導後継者の育成を目的として、毎月一回の部会活動や龍笛教室を適宜行っているが、それらの対象は当然、神職のみである。近年、次第に一緒に雅楽を演奏する神職仲間が増えてきているが、もっと創造的、発展的な方向で大きく雅楽を捉えるならば、どういう形が取れるのかを、次第に考えるようになっていった。

雅楽は素晴らしい伝統音楽であるが、しきたりや制限、独特な練習方法や演奏の仕方を持ち、指導者も少なく気軽に取り組めるとは言い難い。その部分の一つのネックになっているのならば、

敷居を低くしてもつと気楽に楽しめるものにしてしまったらどうだろうか。本来、音楽は自由な雰囲気ですら楽しむものでもあったはずである。昔の楽人たちは、奏奉仕は真面目にやっていたたろうが、夜な夜な酒を飲みながら演奏し、雅楽談義に花を咲かせていたとも聞く。ならば、みんなワイワイ言いながらも自然な形で雅楽器演奏技術を学んでいけたら、こんなに素晴らしいことはないのではないか。なるべく多くの方々に雅楽の響きを感じ、その素晴らしさに触れていただきたいかった。

また、そういう機会を設けることで裾野が広がり、回り道をするようだが、やがては先述した部会の活動目的に繋がっていくかもしれないと考えたのである。

私の担当楽器は龍笛であるが、雅楽は笙・箏・龍笛の三管で演奏するのが基本形である。一種類の楽器で吹くより他楽器と一緒に吹くほうが断然楽しい。そこで日頃から一緒に雅楽演奏をしている神社庁祭祀委員会雅楽部会員の仲間たちに声をかけてみた。最初は戸惑っていた仲間たちであったが、その理念を聞き理解を示してくれたのか、はたまた雅楽部長が恐ろしかったのかは不明だが、結果、状況の許す数名が協力を申し出てくれ、晴れて九月にそ



ワキアイアイ！雅楽って楽しい

の第一回目を行うことができた。

初回は、仲間達がたくさんの人に声を掛けてくれ、雅楽部員以外で雅楽をしていた神職が顔をのぞかせてくれた。一般の方では、現在、雅楽を真剣にやっている人から、単に雅楽を聴いてみたかった人まで色々な人が来てくれた。内容としては固いことは脇に置いておいて、気楽で楽しい雰囲気をつくることだけを念頭に置き、あえて無計画で進行してみたが、純粹に合奏を楽しむうとすると自ずと基本に立ち返るようになり、最も自然な形で稽古が始まったりした。混乱を招くかと思ったが、意外にもそうはならなかった。

次に、活動日や内容の告知方法であるが、クチコミとソーシャルネットワークのフェイスブックを使用している。

名誉宮司

年月日	鎮座地	神社名	氏名
26・10・1	津山市杉宮	西賀茂神社	青山 博也

ネット上の専用ページに、楽しいな写真と開催情報をアップし、趣旨に賛同してくれる神職仲間たちにはその投稿をシェアしてもらったり、自分のイベントとしてページを作成してもらったりした。それは直接参加できなくとも、我々の活動を広く知ってもらうことも、一つの目的であったからである。日本が世界に誇る伝統音楽の存在だけでも、多くの方に知ってもらいたかった。発足当初は、初回だけで終わることも想定していたが、なんとか継続しているのは仲間たちの協力と、雅楽の有する魅力の成せる技であろう。

雅楽は芸事、習い事の一つであり、独学では正規のものを身に付けることは難しい。伝統文化の伝承や演奏技術の向上をひたむきに目指す場所も必要ではあるが、その一方で、間口を広く柔軟にすることで、可能性は無限に広がる。例えば、神職であればその技術を習得することで、奉務神社の発展に繋がる有効なツールになるかもしれない。緩い本会から入って、もっと興味が出てくればより専門性の高い、雅楽

部会へ参加することもできるだろう。一般の方であれば氏神社での奉納演奏を目標にしてもらえば、教化活動の一助にならないだろうか。音楽は人の心を繋いでくれる。県内神社でどんな形でも雅楽の生演奏ができる神社が増えれば、それに惹かれてより多くの人々が神社に集うかもしれない。何かを始めるにはリスクも伴うが、やってみないと分からないことは、必ずあるはずなのだから。

私たちはまだ活動を開始して日は浅いが、この「雅楽であそぼうかい」に見学に来ていた某大学の教授から、雅楽の生の音色を是非学生たちに聞かせたいということで、大学への特別講演の依頼を頂いた。現在、教化委員会事業部会の教化活動の一環として調整中であるが、これも一般の方に広く窓口を開いたからこそこの事例であろう。

今後のことは成り行きまかせの私たちであるが、これからも「雅楽」を題材にして、柔らかく楽しく、より多くの方々と時間を共有できることを願っている。

神職任免

就任発令の部

年月日	鎮座地	神社名	本務職	氏名
26・7・10	岡山市北区野田屋町	金刀比羅神社	権禰宜	高原 秀文
26・8・11	岡山市北区三門中町	國神社	禰宜	大守 修司
26・8・11	倉敷市中庄	熊野神社	宮司	大森 博文
26・8・11	倉敷市船穂町船穂	船穂神社	宮司	龜山 昭三
26・8・11	倉敷市玉島柏島	柏島神社	宮司	龜山 淳司
26・8・14	新見市高尾	國司神社	宮司	中島 良介
26・8・27	倉敷市本町	阿智神社	権禰宜	佐藤 公亮
26・8・27	津山市杉宮	西賀茂神社	宮司	青山 信雄
26・9・22	高梁市巨瀬町	八幡神社	禰宜	大内 丈
26・9・22	高梁市川上町高山	八幡神社	宮司	渡邊 慎太郎
26・10・7	玉野市田井	田井八幡宮	禰宜	村上 大祐
26・10・8	倉敷市本町	阿智神社	禰宜	石村 文花
26・11・13	和気郡和気町藤野	和氣神社	権禰宜	石野 啓多
26・11・20	新見市高尾	國司神社	禰宜	中島 丈俊

退任発令の部

※本務のみ掲載

年月日	鎮座地	神社名	本務職	氏名
26・8・27	津山市杉宮	西賀茂神社	宮司	青山 博也

神職帰幽

年月日	鎮座地	神社名	職名	氏名	現身分	享年
26・7・14	高梁市川上町高山	八幡神社	宮司	渡邊 龍馬	二級	74
26・10・17	倉敷市本町	阿智神社	宮司	石村 陽子	二級	61
26・10・17	井原市高屋町	八幡神社	宮司	藤井 秀徳	三級	80
26・11・23	岡山市大供表町	石門別神社	宮司	高須 謙二	三級	50

神社庁辞令

十一月一日

岡山県神社庁研修所講師を委嘱する

菅井 昭昌 牧 博嗣

閉庁のお知らせ

●年末年始

12月27日～1月4日

●中国地区神社庁連絡会議

2月6日～7日

9月	
1日	月次祭
2日	神青協役員会
4日	育成部会
9日	総代会全国大会(岐阜県)
11日	祭祀舞部会/奉賛部会
12日	神青協祭祀研修会
16日	祭祀委員会(頒布始奉告祭習礼)
18日	龍笛教室
22日	神宮大麻暦頒布始奉告祭
25日	特殊神事部会
26日	神道議員連盟懇談会
29日	事業部会
30日	財務委員会

10月	
1日	月次祭
7日	役員会/身分選考委員会/祭祀舞部会
10日	女子神職会研修会
21日	龍笛教室
23日	世界連邦岡山県宗教者大会(立正佼成会岡山教会)
28日	龍笛教室/雅楽教室/女子神職会発送作業
29日	褒章伝達式/研修企画室会議
31日	岡山八幡会総会

11月	
4日	月次祭/奉賛部会/神青協発送作業
5日	中国地区職員研修(山口県)
6日	中国地区職員研修(山口県)
11日	二級伝達式/祭祀舞部会/正副庁長会
12日	総代会研修旅行(姫路)/祭儀部会/特殊神事部会
18日	神政連中国・四国ブロック合同連絡会(第1日目)/広報部会
19日	神政連中国・四国ブロック合同連絡会(第2日目)
20日	協議委員会/関係者大会企画委員会
25日	新穀感謝祭団体参拝(第1日目)
26日	新穀感謝祭団体参拝(第2日目)
27日	新穀感謝祭団体参拝(第3日目)/雅楽部会
28日	神青協役員会・総会

庁務日誌抄

自 平成 26 年 7 月 1 日
至 平成 26 年 11 月 30 日

7月	
1日	月次祭
2日	二級伝達式/特殊神事部会/祭祀委員会総会
3日	神政連監査会/神政連役員会
7日	教化役員会
8日	神青協発送作業
10日	総代会監査会/総代会役員会/二級伝達式
16日	教化委員会総会
24日	祭祀舞部会/神政連代議員会
25日	総代会評議員
29日	祭儀部会
30日	神青協役員会

8月	
1日	月次祭/こども伊勢参り引率者会議
4日	広報部会
5日	岡山八幡会役員会
7日	祭祀舞部会
11日	役員会/神青協発送作業
14日	監査会
19日	負担金賦課是正委員会
20日	こども伊勢まいり(第1日目)/龍笛教室/雅楽教室
21日	こども伊勢まいり(第2日目)
22日	こども伊勢まいり(第3日目)
25日	女子神職会役員会
27日	役員会/身分選考委員会/特殊神事部会
28日	祭儀部会
29日	研修企画室会議

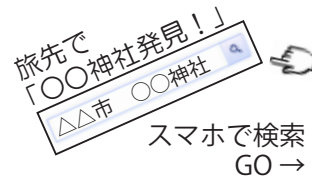
神社社頭の写真をお送り下さい

ホームページにアップしよう！

広報部会では、岡山県内の神社本庁包括全神社の社頭写真を、神社庁ホームページ内の岡山県の神社【神社検索】に掲載する取り組みを行っています。写真未掲載神社の写真アップにご協力下さい。下記方法のいずれかで神社庁へ

info@okayama-jinjacho.or.jp（岡山県神社庁）に画像添付プリント写真を神社庁に持ち込み

「この写真の神社だ！」



「神社庁のホームページって便利だね〜」

春は靖国神社へ！

岡山県神社庁 春の神社参拝旅行

70周年 靖国神社 参正 1泊2日

世界遺産 富岡製糸場見学 伊香保温泉泊

●旅行日/平成27年 4月22日水~23日木

●旅行代金 大人お一人様 **63,000円**

●募集定員 160名

●募集締切日 平成27年 2月19日

●お申し込み 4月22日

旅行開始日の前日	旅行開始日の前々日	旅行開始日の前々々日	旅行開始日の前々々々日	旅行開始日の前々々々々日	旅行開始日の前々々々々々日
無料	5,000円	10,000円	15,000円	20,000円	全額

岡山県神社庁 岡山支店 名鉄観光 岡山支店 (086) 225-2771

災害復旧などの貸付額 3千万円に増額

神社が地震や台風などの災害により被害を受けたときの貸付金の規程である『神社本庁災害等対策資金貸付規程』が改正され、貸付限度額がこれまでの1千万円から3千万円に増額されました。

この制度は、神社が災害にあったときや被災予防のためなどの資金として3千万円までを神社本庁が無利息で貸し付けるもので、返済期間は最長で10年間です。不測の災害のときには、ご活用ください。

県神社関係者大会概要

十一月二十日、岡山県神社関係者大会企画委員会にて、講演講師に靖国神社神職の派遣を依頼し、四月十七日(金の午後)、岡山市民会館に於いて行うことになった。

これは今年が終戦七十年にあたるため、靖国神社及び護国神社参拝を奨励しようという神社本庁の方針を受けたもので、一人でも多くの方に御英霊に対する慰霊と感謝の念を深める一助となり、ひいては神社庁春の団体参拝旅行(四月二十二・二十三日開催予定。靖国神社正式参拝有り)参加に繋がることを期待したものである。今回も昨年同様に広く一般も聴講可能とする予定であるが、更により多くの神社関係者と意志の疎通を図るため、県内一六二三の神社から少なくとも一名以上の出席を得るよう、各支部に協力を依頼することになった。

編集後記

あつという間に一年が過ぎ、また一つ歳を重ねますが、心のリセットボタンを押して清々しくありたいものです。「二年の計は元旦にあり」

広報部会 小川